

令和2年2月18日

小野薬品健康保険組合  
理事長 佐野 敬



公 告（令和1－8号）

任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条の規定により、当組合が規約をもって定める令和2年度の任意継続被保険者の標準報酬月額は、下記のとおりとなりましたので公告します。

記

標準報酬月額 530,000円

（注）任意継続被保険者の標準報酬月額は、令和1年9月30日における当組合の全被保険者の平均標準報酬月額となりますが、退職時の標準報酬月額が平均標準報酬月額を下回る方は、退職時の標準報酬月額が適用されます。

以 上